

# 資源集団回収登録団体の事務

## 登録団体申請書の提出

条件（回収日・品目・場所など）を決めて、申請書に記入・押印し、提出（郵送でも窓口でも可）してください。ただし、印鑑はシャチハタ印を使用しないでください。

## 初回収日の連絡

申請書提出時に初回の回収日が決まっていない場合は、申請書を提出した後で回収業者と相談し、初回収日時を新宿清掃事務所まで連絡してください。初回の回収時に区職員が立会います。立会い後、登録証を発行します。

## 実績報告書の提出

実績報告書は新宿区所定の用紙で、1枚目が回収業者控、2枚目が実践団体控、3枚目が区提出用の3枚複写になっています。資源回収を行ったら区提出用の実績報告書をすぐに提出（郵送でも可）してください（概ね1週間以内）。提出する際は、回収業者名・印・実践団体代表者名・印（申請書と同じ印鑑を使用してください）・回収日が記入・押印されているか確認してください。提出が遅れると報奨金の支給に影響する場合があります。

## 銀行口座の開設

資源回収の報奨金は団体に対して支払うため、団体名義の口座が無ければ開設してください。なお、名義は団体名+個人名（代表者名）となるようにしてください。（「理事長」などの肩書が入ることは可能）

（例） 新宿 太郎

×

新宿団地自治会 新宿 太郎

## 報奨金支給に伴う書類提出

報奨金は毎年1月～6月分、7月～12月分と年2回、各団体が登録した指定の口座（支払金口座振替依頼書による）に振り込みます。毎年8月、2月頃に新宿区から報奨金関係書類を送付します。その中の報奨金請求書に代表者氏名の記入・押印（団体登録申請書と同じ印鑑を使用してください）し返送してください。詳しくは同封する記入例を参照してください。

## 代表者、使用印鑑、団体名等の変更届

代表者、使用印鑑、団体名等を変更する場合は、所定の用紙によ新宿清掃事務所又は特別出張所まで提出してください。

\* 代表者、団体名を変更するときは、報奨金支払い口座の変更届も忘れずに提出してください。

## 支援物品の支給

毎年1回8月頃(予定)各団体あてに希望調査の書類を送付します。各団体の規模や回収実績に応じた予算内で希望品目の数量を決めていただきます。品物は12月頃(予定)各団体あてに配送します。

## 連絡先

新宿清掃事務所事業係  
〒161-0033 新宿区下落合2丁目1番1号  
3950-2962

またはお近くの特別出張所へ